

## 【県域助成4】

社会福祉法人 宮城県共同募金会

### 令和8年度事業 子育て支援助成事業 募集要項

#### 1 目的

宮城県内における子育て環境の健全な発展を支援することを目的に、認可外保育所等への施設整備のための必要経費を助成することにより、園児等へのサービス向上に向けた施設整備の推進を図る。

#### 2 助成対象及び助成額

##### (1) 助成対象団体

法人格を有しない民間非営利団体が運営する認可外保育園

##### (2) 助成対象経費

施設の増改築・修繕・備品購入

- ・助成額は、30万円を上限とし、総事業費の90%までとする。
- ・備品購入は1備品で必要性の高い備品に限る（付属品は可）。
- ・法人運営に係る事務機器など園児等へのサービス向上につながらないと思われる備品及びリース契約が適当な備品は不可。（例示：パソコンや複合機等の事務機器、AED等）

#### 3 助成対象外事業・団体について

次の各号に該当する事業・団体は、共同募金の助成対象外とする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置又は経営し、もしくはその責任に属すると認められる事業・団体
- (2) 政治、宗教、営利活動を目的とする事業・団体
- (3) 経営の基礎、管理の状況等が不十分で、地域の寄付者から信頼されていない事業・団体
- (4) 助成による効果が期待できない事業及び助成金以外の収入が期待でき、これによって実施することが適当と認められる事業
- (5) 行政からの委託金や補助金を受けて実施する事業
- (6) 企業内・病院内保育園、及び株式会社等が経営する保育園

#### 4 募集期間

令和7年4月1日（火）～4月30日（水）

※市町村共同募金委員会必着（当日消印有効）

#### 5 助成の手続き

- (1) 申請書の受付及び提出書類

助成金の交付を受けようとする団体は、次の書類を市町村共同募金委員会に提出するものとする。

- ① 助成金申請書（様式第1）
- ② 助成金事業計画書（別紙1）
- ③ 助成金事業に係る収支予算書（別紙2）
- ④ 運営状況報告書（別紙3）
- ⑤ 定款又は会則
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 令和7年度事業計画書・収支予算書
- ⑧ 令和5年度事業報告書・収支決算書
- ⑨ 見積合せ点検票（別紙5）
- ⑩ 見積書、製品カタログ
- ⑪ 実施設計書（工事施工のみ）、修繕箇所の写真
- ⑫ その他本会が特に必要とする関係書類

※申請書類（①、②、③、④、⑨）は、本会ホームページからダウンロードできます。（URL:<http://www.akaihane-miyagi.or.jp>）

## （2）助成決定

助成決定については、宮城県共同募金会配分委員会において、助成申請内容を精査し、必要経費の助成の可否を決定した後、助成金決定（却下）通知書（様式第2）により申請団体の長に通知する。

## （3）完了報告

助成事業が完了したときは、「宮城県共同募金会 共同募金の助成に関する規程」第12条に基づき、事業実施年度終了後の1か月以内に助成金事業完了報告書（様式第5）を本会に提出すること。

## 6 留意事項

- （1）募金実績の状況及び事業予算枠を超える助成申請があった場合は、過去の本会からの助成状況（NHK 歳末、中央競馬馬主財団等含む）や助成申請団体の財務状況等を勘案して、財務規模の小さい団体を優先する場合がある。
- （2）募金総額と申請総額の調整等により、助成率が下がる場合がある。
- （3）申請は、同一経営者1施設とする。
- （4）当該年度に助成決定を受けた施設は、翌年度の申請をすることができない。
- （5）施設の増改築・修繕が、個人所有または借上げの施設に係わる場合は、緊急度等止むを得ない場合に限る。
- （6）その他、本要項に定めのない事項については、「宮城県共同募金会共同募金の助成に関する規程」によるものとする。

附則 この要項は令和7年3月31日より施行する。